



大山崎町

**パートナーシップ宣誓制度
ガイドブック**

—大山崎町教育委員会生涯学習課—

はじめに

大山崎町では、性的指向及び性自認などに関わらずひとりひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことができる共生社会の実現を目指し、パートナーシップ宣誓制度の運用を行っています。

この制度では、一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が、お互いを人生のパートナーとして対等な立場で相互に責任を持って協力しあい、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたお二人に対し、宣誓書が提出されたことを証する受領証を交付しています。

パートナーシップの宣誓をしたお二人の間に法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）を生じさせるものではありませんが、大山崎町としてこの制度の導入により、あらゆる人たちに性の多様性や性的少数者（性的マイノリティ）の方々に対する理解と共感が広がり、社会参加の促進につながるよう取り組むものです。

I 宣誓することができる人

一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）であるお二人が対象です。

具体的には、戸籍上の同性のお二人に限らず、トランスジェンダー（性同一性障害など）であることにより、戸籍上は異性のお二人という例もあり、様々なケースのお二人が対象となります。

パートナーシップ宣誓をするには、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) お二人がどちらも成年に達していること
 - ・2022年の民法の改正により、「満18歳以上」の方が対象となります。
- (2) 少なくとも、いずれか一方が、現に大山崎町民であること
 - ・これを証明する書類として「3ご持参いただく書類等」をご確認ください。
- (3) お二人が、どちらも現に婚姻（事実上婚姻と同様の関係を含む）していないこと
 - ・これを証明する書類として「3ご持参いただく書類等」をご確認ください。
- (4) お二人が、どちらも現に別の方とパートナーシップを形成していないこと
 - ・同様の制度を実施している他の自治体等で、別の方とパートナーシップ宣言・登録等をしている方は宣誓できません。
- (5) お二人が、民法に規定する婚姻できない続柄（近親者など）でないこと
 - ・宣誓しようとする者同士が、養子縁組をしている又はしていた場合は除きます。

Ⅱ パートナーシップ宣誓手続き

1 宣誓日時の事前予約

- (1) 宣誓を希望する日の7日前（土日祝日・年末年始（12月28日～1月4日）を除く）までに、電話又はメールで予約をしてください。

※予約時には次の内容をお伝えください。

- ①宣誓希望日時（第3希望まで）
- ②宣誓されるお二人のお名前（フリガナ）
- ③電話番号

- (2) 宣誓日時をご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約連絡先 教育委員会生涯学習課

☎ 075-956-2101

Mail syogai@town.oyamazaki.lg.jp

2 宣誓日当日

- (1) 予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
- (2) 宣誓に必要な書類（次ページ「3 ご持参いただく書類」参照）をご持参ください。
- (3) 宣誓には職員が立ち会います。お二人で「パートナーシップ宣誓書」にご署名ください。
- (4) 内容を審査し、適正と認めた場合には、宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。即日交付も可能ですが、交付までに1時間程度を要しますので即日交付を希望される場合にはご了承ください。

3 ご持参いただく書類等

必要書類	説明等	提出枚数
住民票の写し又は住民表記載事項証明書	3か月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続き柄、住民表コード、個人番号は省略したもの	各1通
現に婚姻していないことを証明する書類	3か月以内に発行された戸籍抄本又は独身証明書（本籍地の市町村で取得できます） 外国籍の方は、大使館等の公的な機関が発行する配偶者がいないことが確認できる書類とその日本語訳文	各1通
本人確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券（パスポート）、運転免許証、その他官公庁が発行する本人の顔写真が貼付されたもの	提示
通称名を日常的に使用していることがわかる書類 （氏名とあわせて通称名の使用を希望される場合のみ）	通称名を使用していることが客観的にわかる書類等	提示

Ⅲ パートナーシップ宣誓後について

1 宣誓書受領証等の再交付

氏名・通称名を変更した場合や、受領証の紛失、破損、汚損などのやむを得ない事情により、再交付を希望される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書を提出してください。

2 宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、宣誓されたお二人又はお一人が、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届を提出するとともに、宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) お二人が大山崎町外に転出されたとき
(大山崎町と自治体間連携を締結している自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除きます。)
- (3) そのほか宣誓の要件に該当しなくなったとき

3 自治体間連携について

大山崎町と連携協定を締結している自治体の中で転出入する場合、申告により、手続きが一部省略できる場合があります。

なお、連携協定を締結している自治体については、ホームページでご確認ください。

(1) 大山崎町から転出する場合

大山崎町から連携協定を締結している自治体へ転出する場合、大山崎町へのパートナーシップ宣誓書受領証等の返還は必要ありません。

申告の手続きは、各自治体のホームページなどをご確認ください。

(2) 大山崎町に転入する場合

- ・連携協定を締結している自治体から大山崎町に転入する場合は、改めて大山崎町の宣誓書受領証等を発行します。
- ・申告の手続きは、来庁又は郵送にて受け付けております。

<来庁による申告の流れ>

①申告日時の事前予約（予約先：教育委員会生涯学習課）

- ・申告を希望する日の7日前（土日祝日・年末年始を除く）までに、予約をしてください。
- ・電話又はメールで予約をしてください。（2ページの「予約連絡先」を参照）
- ・来庁による申告日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。

②申告日の当日

- ・予約した日時に、申告に必要な書類（5ページ）を持って、お越しください。
- ※ お一人でも手続きは可能ですが、申告に必要な書類は、お二人分お持ちください。
- ・提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認します。
- ・提出いただいた書類に不備等がなければ、受領証等を交付します。即日交付も可能ですが、交付までに1時間程度を要しますので、即日交付を希望される場合にはご了承願います。

<郵送による申告の流れ>

- ・事前に電話又はメールにて連絡のうえ、申告に必要な書類を郵送してください。
- ※ 連絡先は、3 ページの「予約連絡先」を参照
- ※ ご連絡いただきました際に、必要書類等の調整、確認をさせていただきます。
- ・提出いただいた書類に内容の不備がないか、申告の対象となる要件を備えているかを確認し、大山崎町の受領証等を返送いたします。
- ※ 書類に不備や不足がある場合等は、こちらから連絡いたします。

郵送先住所

〒618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3 番地
大山崎町役場生涯学習課（パートナーシップ宣誓制度担当） 宛

申告に必要な書類

必要書類	説明等	提出枚数
パートナーシップ宣誓継続申告書	様式第 8 号	1 通
受領証等類似書類の写し	転入前に交付を受けた受領証、受領証カード等	1 通
住民票の写し又は住民票記載事項証明書	3 箇月以内に発行されたもので、本籍、筆頭者、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号は省略したもの。	各 1 通 (同一世帯の場合は 1 通で可)
本人確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）、旅券、運転免許証、その他官公庁が発行する本人の顔写真が添付されたもの。 ※上記のものがない場合は、基礎年金番号通知書、年金証書、など 2 点以上必要。	提示
返信用封筒（郵送の場合のみ）	申告者の郵便番号、住所、氏名を明記し、切手を貼り付けたもの。	1 通 (お二人の住所が異なる場合は、2 通)

【申告に係る注意事項】

大山崎町から転入前の地方公共団体に対し、「申告に基づき受領証等を交付した事実と申告に係る事項」を通知することに同意いただけない場合は、申告書の受付ができかねますので、ご了承ください。

IV 行政サービス

パートナーシップ宣誓書受領証もしくは受領カードを提示することで、利用可能となる行政サービスです。

行政サービス一覧
犯罪被害者等見舞金の支給
災害見舞金の給付

大山崎町

パートナーシップ宣誓制度 ガイドブック

大山崎町教育委員会 生涯学習課

令和5年6月 発行

令和7年7月 改定

〒618-8501

京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地

電話 075-956-2101

FAX 075-956-0131

Eメール syogai@town.oyamazaki.lg.jp